

# 甲寅銘王延孫造光背考

熊谷宣夫

## 一

法隆寺獻納御物四十八體佛と呼ばれる、飛鳥から奈良時代に及ぶ一群の金銅佛の中に、本尊及び兩脇侍像、臺座を失ひ、光背のみ現存するものがある。その光背裏に（挿圖1・a b）

この造像銘の紀年について、造像銘記昭和十一年改訂版は「甲寅年は孝德天皇白雉五年なるべし」と註記し、一般にもこの白雉五年が踏襲されてゐる。造形の核心である佛像を早く失つた爲であらうか、またいはゆる四十八體佛なる一群について、他に論究すべき問題が多かつた爲であらうか、この光背の銘記の詳細な検討は、等閑視された感がある。

戰後に小林剛博士はその著書「御物金銅佛像」○冊・昭和二十二年・國立博物館學報第一一三四一で、この光背にふれ、考證を試み、時代は下るが、新撰姓氏

錄、後日本記に見ゆる王仲文が高句麗からの歸化人であるのによつて、王延孫もおなじく高句麗系とし、更に

三塗、遠離八難、速生淨土、見佛聞法。  
(句讀點筆者・以下同様)

との鐫銘がある。王延孫なる人物が、現存する父母の安穩とその來生に三途を経ることなく、また八難を避けて、淨土に生れることを祈願して、その釋迦像を造つたことは銘が示す通りである。

従つて、この銘文を有する釋迦像なり、光背なりが、果して我が國の所造であるか否かは、明かにすることが出来ない。加ふるに、この銘文の内容や字句も、我が國よりは、寧ろ、高(句)麗や百濟のものに近く、その「生生世世」と言ひ「見佛聞法」などと記されているのは、彼地に幾つかの例證を見出すことが出来る。

かくの如き銘文の解釋は、自らそこに記されてゐる甲寅年を如何なる年次に當てるかと言ふことにも關係して來るのであるが、前述したその様式手法上の特色を朝鮮にも押し及ぼして考慮すれば、之が我が推古天皇の二年即ち、百濟威德王の四十一年、高句麗嬰陽王の五年に該當することは容易に推察することが出來よう。この光背に附されている各種の樂器を持つた飛天や、頂上に幡をひるがえしてゐる塔形なども、北魏の様式を直接

はその論文「飛鳥白鳳佛の系譜」(佛教藝術4號、三〇)で法隆寺金堂釋迦三尊像を論究されたが

(前略) それは推古天皇の二年(五九四)に比定されている御物甲寅の光背は天宮も天人もいつしよに鑄あげられているが、できあがりがひじょうによい。おうまかで、しかもすこしのすきもない。のびのびとやつて、すこしのごまかしも、あやまちもない。わたくしは日本の製作ではないとおもう。百濟か、高句麗か、でなかつたら中國でさえあるかも知れない。しかし、中國の年號がみえないから、刻文は多分高句麗以東でおこなわれたにちがいない。りつぱな中國ふうの造像記である。たとえこの銘が、わがくにできざまれたとしても、この供養者、王延孫は歸化早々の人であつたにちがいない。孔の位置から三尊佛の立像と推定されるが、この類例はすでに百濟の建興五年丙辰像(推定五九六)、鄭智遠像、高句麗の景四(年)辛卯像(推定五七二)その他にみとめられる。(中略)つまり止利佛師の釋迦像には、これだけの先蹟があつたのである。

と明確に論斷した。小林博士の着眼を、一段と推進した卓見である。

早く、平子鐸嶺氏が法隆寺金堂の釋迦三尊像の光背縁に穿たれた孔の存在によつて、その光背は更にその孔に挿入された飛天群があつたと想定し、現在より遙かに華々しい造現であつたことを指摘し

插圖1 b 同右裏面

插圖1 a 甲寅銘王延孫造光背 表面

に傳へた高句麗あたりの製作を示してゐる様に思はれるが、その正しい製作については更に後考を俟ちたいと思ふ。

と結論を保留されたが、その着眼は肯綮に當たるものであつた。

この小林博士の「御物金銅佛像」の批判をかねて、水野清一教授

た。このいはゆる舟形光背の外縁は飛天群の圍繞する形制は、云ふ  
までもなく、北魏の金銅佛その他に見られるところであるが、たゞ  
その東方傳播の例としては、現在の朝鮮、日本を通じて殆んど唯一

の遺存とすべきであらう。この見地からすれば、むしろ學界の關係  
がこの遺例に對してあまりにも冷淡であつたとも云へよう。  
ともあれ兩先學の論考に贊意を表し、多少なりとも、補足的な知  
見を付加することが、この一篇の目的である。

## 二

周知のように朝鮮に於いては、金銅一光三尊佛の遺例として、既  
知著名な二例がある。その一は黃海道谷山郡花村面蓬山里出土品(故  
伊藤楨雄氏舊藏現在京城金東鉉氏藏)がある(挿圖2・a b)。その光背裏に

景四年在辛卯、比丘道

□共諸善知識那妻

賤奴阿王阿堵五人、

共造无量壽像一軀、

願亡師父母、生生心中、常

值諸佛善知識等、直カ

遇彌勒、所願如是、

願共生一處、見佛聞法。

と鐫銘がある。關野貞博士の推定に依れば出土地が高句麗の文化圏  
であり、高句麗佛としてほとんど唯一の完好な遺例とすべく、その  
紀年に關しては干支辛卯によつて、平原王十三年<sup>註1</sup>に推定された  
(以下 辛卯銘像と略稱)。

その二は、黒板勝美博士が忠州で購入され、現在韓國國立博物館  
藏品である(挿圖3・a b)。おなじく光背裏に

挿圖2 b 同右裏面

挿圖2 a 景四年銘 一光三尊佛像

建興五年歲在丙辰、

佛弟子清信女上部

□奄造釋迦文像、

願生生世世、□佛聞  
見力體力

法、一切衆生同此願。

挿圖3a 建興五年銘 光背

との鏽銘がある。ただ惜むらくは、中尊及び臺座は失はれて、光背と一鑄の兩脇侍を留めるのみである。關野博士は、この光背を南朝鮮なほ限定すれば百濟の文化圈からの出土と見、辛卯銘像に匹敵すべき百濟一光三尊佛の好典型とされ、その紀年丙辰を百濟威德王四十三年<sup>註2</sup> 596 と推定された（以下丙辰銘光背と略稱）。

なほ黃壽永教授の示教によれば、京城、全鑾弼氏藏品に紀年銘ある金銅一光三尊佛（圖版Ⅲ）があり、光背、臺座完備し、韓國國寶に指定されている。その詳細は同號圖版要項を參照されたく、その紀年癸未は、おそらく推古三十一年、高句麗の榮留王六年又は百濟の武王二十四年623に當るべく推定される。これは貴重な紀年銘ある半島造像の一例を加へ、戰後初めて新紹介の資料である。

なほ黃教授の傳聞によれば、張氏藏品の金銅一光三尊佛があり、朝鮮事變に際し、アメリカへ疎開した由であるが、その詳細は全く知り得ない。その他紀年ある半島金銅佛としては小獨尊像、舟形光背、戰前藤谷宗順氏が大邱で購入されたものは、甲申銘が看取され（）とを畏友樞本龜次郎氏によつて、世に紹介された（朝鮮總督府博物館報五參照）。

挿圖3b 同右裏面

その銘文は

甲申年□□施造釋迦正遇諸佛永離苦利□

と讀まれ、用語としては辛卯銘像、王延孫造光背、丙辰銘像に共通の「見佛聞法」のきまり文句なくやや異なるが、佛に遇ふ、或は苦を離れるの字句に、多少の共通性

が認められる。その甲申は 624 年に比定されるが、今、王延孫造との比較に於いては、獨尊像で略化され、その形制からしても一應除外してよいであらう。

更に申添へれば、百濟の故都扶餘の王城址、扶蘇山送月臺出土の光背、臺座一鑄の一光三尊佛は略化した形制ではあるが、

その光背裏に

鄭智遠爲亡妻  
趙思敬造金像

早離三塗

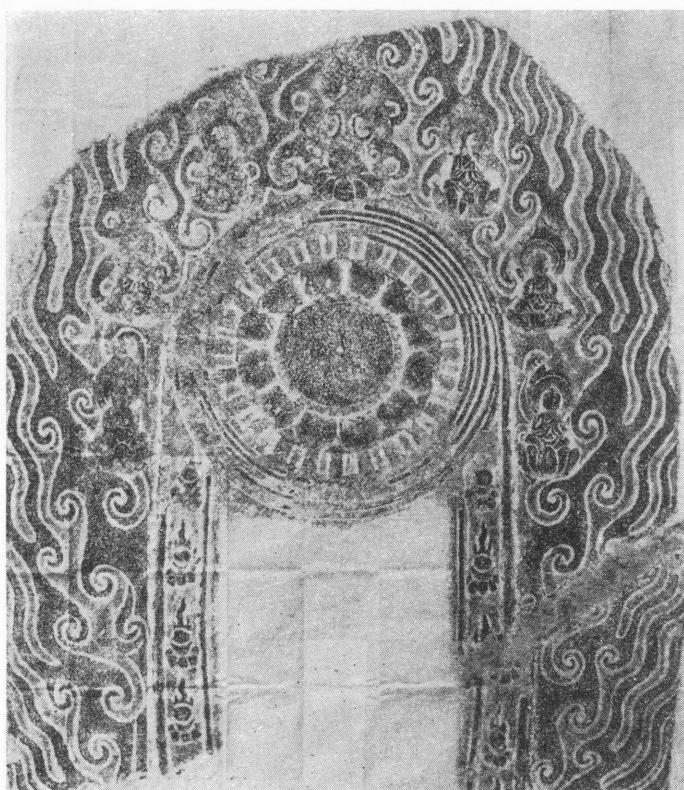


插圖 4 益山石彫光背 拓本

あり、年次に關しては王延孫造光背の從來の 654 説と抵は觸しないが、くり返すまでもなく前述の理由、鄭智遠像をむしろ辛卯銘像王延孫造光背、丙辰銘光背の略化された形制とする見方から、その三者を前提して後に來るとの時代設定に傾かざるを得ない。

碑銘學に疎い筆者が、上述の王延孫造

光背と辛卯銘像、丙辰銘光背の三銘記文の釋文解讀は、もとよりその準備を缺くものであるが、通覽して「見佛聞法」との句が三者に共通し、辛卯銘像には「生生」のみであるが、他の二者には「生生世世」なる句が共通する。このような語句の慣用例の共通性は、いふまでもなく時代と環境の近さを豫想せしめるものであり、この點からして、從來、王延孫造光背の紀年を 654 とし、わが國での製作であるかの如き取扱ひは、一應反省を求められるものである。

との鐫銘があり、この末句「早離三塗」の語氣は、王延孫造光背銘の

「不經三塗、遠離八難」を集約した感をもつ。この關係でも王延孫光背の製作は彼地にあるものとする考定の一條件とならう。たゞこの鄭智遠像を百濟の滅亡 660 を以てその最下限と考へられるもので

以上、金銅一光三尊佛に限つたが、益山所在の高さ十一尺、幅 571 丙辰銘光背 596 との關野博士説にもとづけば、この王延孫造光背の紀年干支甲寅は 594 に比定るべきを當然とする。またわが國傳存としても、一應にも半島或は半島人の製作としても考慮すべき可能性は否定すべくもない。

八尺に及ぶ石佛の光背の文様は、これらを金銅佛光背に参考すべき資料であり（挿圖<sup>4</sup>）、また益山をやや離れて、石彫一光三尊佛の完

好な遺例ある由であるが、その詳細を知り得ないまま付記するにとどめる。  
註<sup>3</sup>

註<sup>1</sup> この推定年代<sup>571</sup>は陳の太建三年、北周の天統六年、北齊の武平二年に當るが、いづれも景<sup>カ</sup>四年に適合しない。ただ新羅眞興王三十二年はその建元した年號、大昌四年に當る。ただ出土地が高句麗の勢力圏と考えられるが、新羅の眞興王はその領土のフロンティアとして北漢山に、自らの巡狩碑を建てたのが、<sup>588</sup>であることから見て、或はその大昌なる年號が遵奉される可能性が多少ともあり得よう。

また一千支上せて、<sup>511</sup>とすれば、柔然の建昌四年、北魏の永平四年があり、共にこの銘記の四年に一致するが、像並びに光背の形制、様式から見て、從前の推定年代に傾かざるを得ない。

戊子十二月十五日、朝風父  
將其零濟師慧燈、爲歎加大臣  
誓願敬造釋迦佛像、以此願力、  
七世四恩、六道四生、俱成正覺。

と光背裏に鐫銘ある光背と本尊像、一脇侍像を具備する（以下戊子銘像と略稱）。

この銘記の千支戊子を推古天皇三十六年<sup>608</sup>とする推定は、妥當な年代指標として安定性を認めたい。その文體が、上述の三例と文の構成の上では、同様な筋を辿るものとは云へるが、前述の「生々世々」「見佛聞法」の如く目立つ語句を拾へば「六道四生」「俱成正覺」などの語句が擧げられ、その慣用例はおなじく法隆寺の觀音像銅板銘札の表面に

註<sup>2</sup> 推定年代<sup>598</sup>は、隨の開皇十六年、百濟の威德王四十三年に當り、建興は百濟の私年號と解釋されてゐる。前例に鑑みれば、新羅の眞平王十八年、建元して建福十三年に當るが、これも適合しない。輕部慈恩氏はその著書「百濟の美術」で、北魏孝文帝の延興五年<sup>475</sup>乙卯が一年ずれて丙辰となつたものと推定されたが、この解釋は無理であらう。

その本尊を失ひ、様式上の検討は必ずしも完全とは云えないが、こと光背に限るならば、頭光は唐草文様を意匠していないプレインの同心圓であることなどは、後述の北魏の普泰二年<sup>532</sup>の例に近い製作であるのを想はせる。この見地からすれば、百濟聖王十四年、梁の大同二年、東魏の天平三年、西魏の大統二年<sup>538</sup>と通説より一千支を上せて考慮する必要もあらう。ただ形式の殘存と云う見地からすれば、通説に従うのを妥當とすべきであらう。

註<sup>3</sup> 益山地區の調査は、戰時中藤澤一夫氏が詳細な記録をなされたと聞くが、御示教を仰ぐ遅ないままに過ぎたことをお断りして置きたい。ただ奈良國立文化財研究所に所藏される益山の石彫光背の拓影をここに掲げて、参考に資し、同研究所の高配に謝意を表するものである。

朝鮮の一光三尊佛の銘記例に對して、わが國に於ける同種の遺例を求むれば、法隆寺金堂釋迦三尊像のそれは周知の事に屬するが、もとより小造像銘の型は當嵌め得ないものである。おなじく法隆寺藏品に、これも周知の小一光三尊佛の好例を遺存する。

の遺存であるが、銘札裏面に

族大原博士百濟在王、此土王姓

との鐫銘がある。後者に關し造像銘記二五頁備考に

甲午年は持統天皇八年なるべし。裏面の記は表記三僧の俗姓を現はしたるなり。百濟王義慈の王子禪廣我國に歸化し、持統七年百濟王の號を賜はる。

大原博士は此一族なるを以て、百濟在王此土王姓といへるなり、從うて此

記持統天皇七年を遡らざるを知るべし。この銘記を有する造像は夙にじびて傳はらず。

として、この年代推定の根處を示し、紀年甲午を持統天皇八年 694 に比定する（以下甲午銘札と略稱）。

しかし福山敏男博士はその論文「法隆寺金石文に關する二三の問題」<sup>〔註4〕</sup> 昭和一〇年で、「多少疑問はあるが」とされながら、この年代により、この甲午銘札と前述の戊子銘像の銘記書體の類似を指摘され、戊子銘像の紀年を一巡下して、この甲午銘札の 694 に近い持統天皇二年 688 とすることの妥當性を提唱された。兩者の字句の共通書體の類似よりして、福山博士の所説に傾聽すべきであるが、それはむしろ甲午銘札の年代を動かすべからざるものとして考へられた爲であらう。王姓の下賜が持統七年 693 とする從前の説に、疑義を扶む餘地が皆無であらうか。王姓を冠するもの、早く博士王仁があり、またここに王延孫、その名を欽明朝に傳へる王辰爾、前述の王仲文ありとすれば、持統七年以前下賜の姓か否かは別として、王姓を名乗るもの的存在は否定出來ない。この王姓を百濟系とするこ

とは、一方に高句麗系の王姓あり、むしろその方が古く存在したため、特に裏面の鐫銘を付したものであらうか。殊に百濟の「濟」字を古體に書くことは、すくなくとも持統七年以前である可能性を認めの一助となる。これらの見地からして筆者は、著證不完備ながら福山博士説とは逆に、甲午銘を一巡上せて、舒明天皇六年 634 に比定したい。

この兩者を六年差として近く定置することは、更に戊子銘の書體の類似以上に王延孫光背甲寅銘と甲午銘のそれの親近さに氣付かるとき、甲寅銘 654 戊子銘 688 甲午銘 694 とすべきか、すべて一巡を上せて 594—628—634 とするかが問題として考慮さるべきである。なほ戊子銘 628 甲午銘 634 甲寅銘 654 として、二十六年間とすれば、一巡上下はおいて甲寅銘、戊子銘、甲午銘の順序による四十年間より、書體の類似、親近關係の見地のみに執すれば妥當であるが、字句の特色は明かに王延孫甲寅銘が朝鮮の在銘像と一群をなし戊子銘甲午銘と確たる一線を劃するとき、甲寅銘を 954 に定位せざるを得ない。

なほ以上戊子銘、甲午銘の二例に準ずるものとしては、野中寺金銅彌勒像が、もとより一光三尊像の形制に係りない單獨半迦像であるから、前述の甲午銘觀音像の場合と共に、必ずしも適當な比較資料ではないかも知ないが、臺座框縁に

丙寅年四月大舊八日癸卯開記、橘寺知識之等、詣中宮天皇大御身勞之時、誓願之奉彌勒御像也、友等人數一百十八、是依六道四生人等、此教可相之

也。

と鐫銘があつて、この丙寅は、天智天皇五年 666 を通説とし、安定した年代指標である（以下野中寺丙寅銘像と略稱）。その文中に「六道四生」の語句が見えるが、「俱成正覺」は失はれてゐる。字句の末に趨る見解であるが、戊子像と甲午銘札は、その範圍内では相近く野中寺丙寅銘像は、それらに續くものと考定したい。

なほその他の銘記あるわが國の小金銅像を、造像銘記の收録に従つて擧げれば

法隆寺獻納御物	丙寅銘	如意輪觀音像	(同記 1)	606	註 5
同	辛亥銘	觀音像	(六)	651	註 6
觀心寺	戊午銘	阿彌陀像	(八)	658	
鰐淵寺	壬辰銘	觀音像	(十一)	692	註 7

があり、それぞれ下記の年代推定がされてゐるが、丙寅銘像、辛亥銘像、鰐淵寺壬辰銘像の銘記は、極く簡単に年次と人名の程度に限られ、ただ觀心寺戊午銘像はその光背裏に

戊午年十二月、爲命過治

伊之沙古、而其妻名汗麻  
尾古、敬造彌陀佛像、以  
此功德、願過往其天、  
及以七世父母、生々世々、恒生  
淨土、乃至法界衆生、  
悉門此願耳。

と鐫銘があつて、その紀年戊午は齊明天皇四年 658 に比定される。ただ銘文中には阿彌陀像と明記されながら、現在その光背を付した尊像は、いはゆる三面頭節の菩薩形立像で、兩手で、寶珠を安んずる形相は、前記辛亥銘像と同様で、むしろ觀音像と呼ぶべきであり、像と光背とが當初から一具の製作かは、多少とも問題である。<sup>註 8</sup>

ただ、今その銘記に限つて考慮すれば、王延孫造光背甲寅銘、辛卯銘、丙辰銘に見られた「見佛聞法」との強い結尾の語句は見ないが、その前に来る「生生世世」の語句を明かに残すことに注意される。人名から見てわが國人の爲の造像であつたことが知られるので一應その慣用は、王延孫光背に近く、上記の戊子銘像、甲午銘札の「六道四生」「俱成正覺」と野中寺丙寅銘像の「六道四生」のみ存する關係と並行した事象と云ふよう。

要すれば朝鮮系として辛卯銘、王延孫光背、丙辰銘の銘文につづくもので、或はこの戊午銘を干支一巡を遡らせて、推古天皇六年 598 と考慮すべきか問題であるが、その光背の形制からして、一應否定されよう。

ともあれ、王延孫造光背の甲寅銘は、すくなくともそれが銘記形式からして、半島の辛卯銘像、丙辰銘光背の兩者に近く、その關係からして、辛卯 571、甲寅 594、丙辰 596 との順序を妥當とし、明かにわが國の戊子銘像、甲午銘札の銘記に見出されるものと對比して明かな相違が、王延孫造光背の甲寅銘を戊子銘 628 と甲午銘 634 との後に來たるものとして 654 に比定すべくもない。

この王延孫造光背の甲寅銘 594 と戊子銘像 628 との間に、國內の造像史としては、推古十四年 606 止利佛師の元興寺丈六金銅佛造像、

同二十九年 621 同じく法隆寺金堂釋迦三尊金銅像の製作があり、對外的に、推古十五年 607 同十六年 608 同二十二年 613 の遣隋使があつて、三十四年の距りではあるが、以前の對半島のみの關係に限られたものが、對中國との關係が開始しされたことに着目されなければなるまい。もとより銘記の用語例の相違を直ちにこの變化に結付けるわけではないが、造像様式、その他一般に何らかの時代推移に新しい刺戟を豫想せざるを得ず、この用語例の差もそこに多少なりとも相違を生じた一事例とはなし得ないだらうか。

註 4 濟字について見れば、戊子銘には「零濟師云々」に見られ普通の字體と云ひ得

るのに比し、甲午銘のそれは挿圖下の如く異體である。ここに想起されるのは、福山博士が美術研究一五六號で紹介された石上神宮の七支刀銘である挿圖上（同號の圖版IV）に見られる百濟を意味する濟字は、この甲午銘の異體である場合の先駆をなすものと云ふことを、すくなくとも敷稀な例の中につけて許されるであらう。しかし戊子銘に比し古體の文字を使用する故を以て、更に干支一巡を上げ、敏達天皇三年 574 とすることは、小林博士が説いた如く鷦大寺（法隆寺）、片岡王寺、飛鳥寺（元興寺）の三僧の祈願である限、當然に否定されるべきである。

註 5 この丙辰銘像は、近來、藪田嘉一郎氏の「丙辰年高屋大夫造像記者釋」美術研究一四八號をはじめ、天智天皇五年 666 に比定する。藪田氏は銘記に見ゆる字句の詳細な考證を試みられ、特に大夫との呼稱を、わが國の官制による使用例からして、大化改新以後に出來たものとし、推古朝にあり得ずとして、狩谷掖齋以來の推定を干支一巡下すことに賛成された。しかし、同氏が慎重に補遺四に於いて再考せられ、先例として魏志倭人傳に「自古以來、其使詣中國、皆自稱太夫」との記述、その遣使の

景初三年 239、正始四年 243 などの場合を擧げられたが、この先例はここに傳統するものではないと解釋される。しかし官制上の稱呼としない限、「大夫」なる稱は飛鳥朝にも斷續使用されることは、あり得べき可能性を認めざるを得ない。

天智五年說をとる諸家も、この造形様式が同年銘野中寺彌勒像と比較して、明かに古式であることに言及する。加へて製作技術の進歩を理由としてゐるが、樣式的に前後ありとすれば、殘存様式と解するよりは、時代も様式と並行して前後を付することを當然と考へられる。筆者はこの見地から、觀心寺丙辰銘彌勒像と同時代と考へ得ないものであり、干支一巡の差を認めたい。殊に半島出土の同形像と比較するときその感を深めるものである。

銘文に年月日に續けて「記」字を書くことは、觀心寺像、また辛亥銘觀音像の銘文と共に通する。時日の下に直接「記」とするこの記銘例は大陸、半島の造像銘に見得ない。この三者に特有な例である。この意味からして丙辰銘兩者を 666 辛亥銘を 651 とすれば、十數年間の流行とし得るが、このように簡単な記銘法に、それを特定の流行と想定することはすくなくとも筆者は肯定しがたい。

註 6 辛亥銘觀音像については、澤柳大五郎氏が「御物辛亥銘金銅像」美術研究一四二號に於いて、詳細な検討をされたのに悉きるが、同氏が崇峻天皇四年 591 に比定された以外は、近來多くは干支一巡を下した孝德天皇白雉二年 651 説が一般通説である感がある。その理由としては、笠置君名大吉臣が辛丑の日に死んだが、白雉二年は七月十日が辛丑に當る故とされる。しかし、「辛亥年七月十日記……」とするところを見れば、歿時即日この鐫銘を施すとするのは、歿時の記述を受けて故に兒の在布奈有利古臣、又伯の在建古臣の二人の志願すとあるのに對應する關係を無視する譏を免れない。從前とも平子鐫嶺氏崇峻四年說の根據となつた、七月十日より逆算して、辛丑日は五十日前の五月二十一日に當るで、歿時發願し五十日後の七月十日に像成り、銘記を施したとすることが、七月十日記とある限、妥當な解釋である。

この像も、古様ではあるが、その製作技術の進歩、出來ばえから年代を下すことが一理由であつたが、これも丙辰銘像同様その古様さ、特に六百五十年前後において、この細面の面貌、扁平な體軀など相類する像を見出し難いことは、反つて一巡の干支を遁て、定位すべきを思ふものである。

註 7 鶴淵寺壬辰銘觀音像は普通持統天皇六年 692 に比定され、寡聞にして他説を知

らないが、この像も干支一巡を上せて、舒明天皇四年の33である可能性は十分に考慮すべきである。660を以て一應終止符を打つたと考へられる扶餘の寺址、軍守里或は窺岩面から發掘された同様立像の金銅菩薩數軀が世に知られてゐる例を以て見ても、また半島との地理的な近接から考へても、六百年代前半にこの像の製作されることを異としない。

註8 美術研究三二號 菅沼貞三氏解説、圖版一三參照。この光背銘と同様のものが根津美術館にも所蔵せられると聞く。双方ともオリジナルのものとすれば、兩脇侍像かと臆測され、中尊に阿彌陀佛のあつたことも想像されるが、いまこの一篇の論旨から一應除外して、立像そのものはおそらくは隋佛と考ふべき要素が多いことを付記するに留めたい。

附表 筆者の試案として、關係造像銘の定位年表を掲げて参考に資したい。

参考年表		
522		佛教公傳
571	辛卯	景四年銘一光三尊像
591	辛亥	笠諦君造菩薩像
594	甲寅	王延孫造一光三尊光背
596	丙辰	建興五年銘一光三尊光背
600		遣隋使(隋書倭國傳)
606	丙寅	高屋太夫造思惟菩薩像
	丁卯	止利佛師元興寺丈六像を造る
607		法隆寺金堂藥師像、遣隋使
608		遣隋使
614		遣隋使
621	辛巳	法隆寺金堂釋迦三尊像
623	癸未	寶華造一光三尊像
624	甲申	釋迦像(藤谷宗順氏藏)
628	戊子	朝風父造一光三尊像
630		第一回遣唐使(以下略)
632	壬辰	鶴淵寺觀音像
634	甲午	德聰等造像銘札
650		山口費大口千佛像を造る
658	戊午	觀心寺彌陀像銘光背
660		大唐平百濟塔銘
666	丙寅	野中寺彌勒像
670		法隆寺燐く
674	甲戌	長谷寺法華說相銅板
678		山田寺佛頭
697		藥師寺藥師三尊像

の如く時代差であるかは、中國の前例に鑑みる必要がある。  
いまその検討の範囲は大村西崖氏の名著「支那美術史彫塑篇」大正四年に收録された造像銘記の範囲を出で得ないものであるが、先づ「見佛聞法」については同著一八五頁に

皇興五年六月卅

日、清信女願知法、爲

亡父母造□□□願

亡人上生□□□過

諸佛□□□□識

宿命□□□身當

見佛聞法、不受苦難、

願々從心、所求如意。

とあるものが、その初見である。紀年は北魏獻文帝の末年に當り、孝文帝が改元し、延興元年<sup>471</sup>である。時代は下つては同書三九八頁に

維大隋開  
皇七季歲  
次丁未六  
月甲辰朔  
十七日庚  
申、儀同三

朝鮮の辛卯銘、丙辰銘、王延孫甲寅銘に共通な用語「見佛聞法」と日本の戊子銘、甲午銘の「俱成正覺」とが對立し、前者には「生生世々」を冠し、後者には「六道四生」が伴ふが、この對立が私見

史趙興郡開國公薛

遷字遙長

弟邵陽縣  
開國公景

遷等、敬造  
彌勒玉石像一區、仰

惟

皇帝遐壽

萬國歸安

奉爲二親

願生當來

世、恒與遷

等作父母

因緣、見

佛聞法、免

離苦難、及

一切含生

俱發善心、同

昇正覺。

と見える、隋文帝の開皇七年 587 のものと、更に膨塑篇四七三頁の

佛弟子崔貴本、敬造像

一龕、并二菩薩、□數

成就、願合家、又願己

身、及阿婆等、並願

法界衆生、並願出

離三塗受苦、願□

悉令解脫、復願

貴本當來往生、願  
見佛聞法、貞觀廿三

年十一月八日、弟子崔貴

本造□□□

とある、唐太宗の貞觀二十一年 649 のものが見出される。先の皇興五年 471 から殆ど一世紀に近い距りがあり、その間他にその用語例を見ないが、しかしこの「見佛聞法」と同意義とすべき「值佛聞法」にあつては、その例多く、その紀年を列舉すれば、

北魏 孝(昌)三年四月八日

527 彫塑篇  
一一五頁

○孝昌三年五月廿四日 (11號)

527 一一九頁

永安三年五月 十日

530 一一四〇頁

東魏 天平一年四月 八日 (龍門)

535 一一四六頁 註9

天平二年四月廿七日

535 一一五三頁

天平四年閏九月八日

537 一一五五頁

元象二年三月廿三日 (山門)

539 一一五一頁

興和二年十月 七日

540 一一五七頁

○武定元年九月

543 一一六四頁

○武定三年十一月十日 (龍門)

545 一一四七頁

武定五年七月 九日

547 一一七一頁

○武定六年五月 三日

548 一一七二頁

武定七年頃 (龍門道縫造像)

549 一一五〇頁

北齊○ 天保二年九月二十三日

551 一一五頁 註10

天保二年十一月一日

551 一一六頁

天統三年四月八日 567 一一三九頁

○開皇三年四月八日

583 一一九四頁

○開皇四年七月十五日

584 一一九四頁

○開皇七年六月十七日

587 一一九八頁

唐 乾封二年九月三日

667 五四九頁

と 527 から 667 に亘り、特に東魏に多い。なほ○印のものは、「生生々世々」を伴るもので、朝鮮及び王延孫造光背銘に近い。これらの例は「見佛聞法」の最初と最後の距離を埋めるものと解釋出来る。更に「治佛聞法」なる用語を

北魏 孝昌二年十一月二十日(駝山龜像) 526 一一一三頁

に見出されるが、これは「侍佛聞法」とする

北魏 永平四年十一月廿三日 511 一一〇六頁

北周○保定四年十二月十五日<sup>(推定)</sup> 564 一一六七頁

○天和四年七月二十二日

569 一一七〇頁

(故守屋孝藏氏藏) 銘の造像銘の例の借音であらうし、「遇佛聞法」とする尹受國造釋迦像

(故守屋孝藏氏藏) 銘

北魏 太和十八年四月八日 494 二一號二一頁  
の例は「見佛聞法」に先立ち、同意義の古い用語とすべきであらう。<sup>註11</sup>

これに對して「俱成正覺」なる用語例は、現在のことろ、彫塑篇一八三頁に引用の

天平二年三月三日、定州中山上曲陽縣佛弟子樂□、樂□龍、樂檀、樂道、

樂□□、樂……敬造彌勒像一區、願天下大平……一切衆生、俱成正。

覺。

とする東魏孝靜帝の天平二年 536 のものと、同書三七一頁の

□恩豆□持節驃騎□金紫光祿□刺史都督烏□開國子

宇文康、□天和五年歲次庚□六月癸未朔十七日己亥、宇文達爲七世所生、見在父母、合家大小、造□□像一軀、願使衆惡除滅、万善普會、及法界衆生、等同此願、俱成正覺。(下略)

とある北周武帝の天和五年 570 のものがあり、また造像銘ではないが、輝縣玄極寺碑に<sup>註12</sup>

大齊河清四年四月八日、三寶邑人敬

造、願以此功德、資益法界衆生、離苦

得樂、俱成正覺。

とある、北齊成帝の河清四年 565 に同様な用語が見出される。天平三年 536 から比較的短期間であるが、ただこの「俱成正覺」と相類する用語は甚だ多く「速成正覺」とするもの

北魏 景明三年八月十八日 502 一九三頁

東魏 天平四年正月廿八日 537 一一五四頁

があり、「共成正覺」とするものに

北魏 武泰元年四月六日 528 一一九頁

「等成正覺」とするものに

東魏 武定元年八月 543 一六三頁

北齊 天保十年七月十五日 559 一一七頁 註13

乾明元年八月二十五日

560 一三八頁

天統三年四月八日

567 三三九頁

北周 天和三年四月八日

568 三七〇頁

があり「普成正覺」とするものに

北周 天和六年四月十五日

571 三七二頁

がある。「速成」を除いては「等成」「共成」「普成」は勿論「俱成」と同義語とすべきであらう。これらの用語例が北齊、北周に多いことに一應留意すべきである。

相類する用語例として「俱登正覺」があり、北魏の神龜元年六月十八日<sup>518</sup>の初見より唐の咸享元年十二月八日<sup>670</sup>まで、その例は枚舉の違を持たない。また「同登正覺」は北魏の正光二年八月<sup>521</sup>十一日から唐の天寶十三年<sup>754</sup>十一月二十二日に及んで用ひられる。

この間「俱登正覺」「同登正覺」と殆ど同義である「咸登正覺」「共登正覺」の用語例と、それらと關連した變化「同證正覺」「同昇正覺」「俱同正覺」「速登正覺」の例は、今すべて省略するが、その數が齊周隋唐と次第に増すことに着目せられる。<sup>註14</sup>

膨塑篇の過眼も勿々で粗漏なきを保しがたく今後ともそのデエタを増補して考慮すべきではあるが、以上の資料の範圍に於いては、

「見佛聞法」とこれに相類する用語例が、「俱成正覺」とそれに相類する用語例と雁行しながら、「見佛聞法」の最初が「俱成正覺」のそれに先立つことが判明する。くりかへすこととなるが、「見佛聞法」に近い「值佛聞法」が、東魏<sup>534—550</sup>に最も多く、「俱成正覺」を特徴づけるものはその光背縁に付置された飛天群である。この特

に類する「等成正覺」が北齊<sup>550—580</sup>北周<sup>556—581</sup>に最も多いことが参考され、蓋然的な提言ではあるが、これらの事實は、問題とする王延孫造光背の年代決定がすくなくとも、戊子銘像のグルウプに先立つことに背馳するものでない。更に戊子銘像の「俱成正覺」の成語の使用が齊周に殆ど限られ、隋唐にあつては登字が絶対的に多く使用されることに鑑みても、六百年代後半とすることは肯定難いと考へることを申添へたい。

註9 この銘記は「□佛聞法」で值字か不明であるが、假りにここに置いた。

註10 この銘記の末文が、「生々世々値佛」で終つてゐるが、おそらくは「聞法」の二字を加えることを想定されるので、敢へて挙げたものである。

註11 佛教藝術二號口繪2参照、水野清一教授「北魏石佛の系譜」に引用。

註12 平凡社書道全集6中國6南北朝II、昭和三年、八九頁參看。

註13 この銘記は「成等正覺」と見えるが、ここに掲示した。なほこの造像は法界人中像であることを明記してゐる。

註14 「俱成正覺」には先に「六道四生」を伴ふことを、恰も「見佛聞法」と「生々世々」の關係の如く近いものとして提言したが、これらの組合せは必しも絶対ではなく、詳細な検討は教學的背景を考慮して後、十分な解釋が可能であらう。今は何らそれらの用意なく、やむなく省略する。この一文で對立するごとく取扱つた、「見佛」或は「值佛聞法」などと「俱成」或は「等成正覺」などが、一銘記文中に共在することも再三であるが、大體の傾向として一應の相違を見出す程度に留めて、論旨を進めることを恕されたいた。

## 五

挿圖6 釋迦三尊像光背  
法隆寺獻納御物(第二號)

挿圖5 法隆寺金堂 釋迦三尊像光背

挿圖8 戊子銘 釋迦三尊像光背

挿圖7 透影光背 法隆寺獻納御物(第五三號)

色はくり返すまでもなく法隆寺金堂の釋迦三尊像の原初の姿に推定されるのみで、朝鮮の辛卯銘像、丙辰銘光背、わが國の戊子銘像にも、その形跡は見られない。従つてその先例は、世に指摘される如く、中國北魏に求められなければならない。既に先學の多數の諸氏が幾多の遺例を擧げられ、殊に松原三郎氏は、美術研究百九十八・二百三號において北魏、東魏の造像を論じ、飛鳥佛様式に及ぶところがあつたが、ここには金銅佛に限つて、一應の筋を辿つてみたい。

北魏の正光五年 524 銘の金銅佛一具は、實に最も賑やか製作であり、現在知り得る中國金銅佛の代表的作品であらう。しかしその透彫の飛天光は、中尊を蔽ふのに限られ、脇侍諸尊は別に付置されてゐる。この形制では未だ一光三尊佛に當てはまらない。

この獨尊像に飛天光を付する意匠は、正光五年銘金銅佛とほぼ同様の形制であり、おなじくニュウ・ヨオク、メトロポリタン美術館藏品である金銅佛一具に見られ、北魏の永安二年 529 銘の金銅佛（故ペレンソン氏藏）に至つてゐる。後者は獨尊像であつて脇侍像は見られないが、その素晴らしい飛天光の擴りと、更には正光五年銘像以降の自由な技術によつて、それらの金銅光背は、舟形と云ふべくして、その裾は厳しく締つて、その效果は正に北魏佛の衣の裾の際立つた左右への張りに對應して、更に全體として造形の效果を盛上げるものである。この行方は、いま問題とする一光三尊佛とは別途の方向を追つて、その極點を示す好例と云へる。

この傾向に比すれば、日本、朝鮮の一光三尊の形制は、すでに諸

先學の指摘された、龍門石窟佛その他の諸例、特にクリィヴラント美術館藏の東魏の天平四年 537 銘石彫一光三尊佛が、むしろその先蹤と考へられる。これには飛天群を失ふが、石彫の場合、石窟佛の如く廣い壁面を利用して、飛天群を刻出することが多い。これら石彫佛の光背はそれが飛天群を收容するか否かは別としても、材質或は技術上の制約からして、その形體は金銅鑄造の光背の如く、裾を絞ばることは不可能であつた。従つて下邊はずんどうとなり、前述のような衣文と對比的な效果は示してゐない。

要すれば日本の法隆寺金堂釋迦三尊像の光背以下が、その形制において中國朝鮮金銅佛様式の張りと締りある意匠の可能性をネグレクトし、形式的に石佛様式を追つた憾みがある。

王延孫造光背も、上述の北魏、東魏の華やかな金銅技法の自由奔放な驅使に及ばない。その系譜に連るためには、仲介すべきものを要するが、水野教授が佛教藝術四號で紹介された北魏普泰二年 532 銘の金銅光背は、正にその役目を果すものである。現在その周縁には飛天そのものは總て失はれるが、飛天群を付すべき突出した枘穴を残し、王延孫造光背と同様な造形であることが知られる。特にこの像は兩脇侍を光背と一鑄して、正にいはゆる一光三尊佛の形制を具へて、金銅佛として最古の年次を銘記するものであることに注意せられる。その銘記を再録すれば

大魏普泰二年歲次壬子、昌國  
縣新興寺尼曇顥、爲亡妹曇利、敬造

彌勒金像壹軀、願師僧眷屬弟  
子、父母宗親、壹切衆  
生、直生西方无量佛國、普  
願從心。

と光背裏に鏽銘があつて、その銘記の場所、前述兩脇侍一鑄の特色など、後來東方傳播の一光三尊佛の形制と同じうしながら、その用語例を以つて見れば、遙に王延孫造光背などの三者との距りを看取することが容易である。その距りを年代に定着して、これを五〇〇年代前半とし、朝鮮系三者を後半とすることの妥當性は、否むべくもない。

姑らく飛天群の付置する條件を掛けば、この普泰二年銘光背は、辛卯銘像、丙辰銘光背とおなじく兩脇侍像を一鑄してをり、兩脇侍像の裳裾が左右にシンメトリーに擴がり、光背の輪廓に北魏造像の構圖的特徴である左右への張りを示してゐる。この三者に共通する造像の共通性は、王延孫銘光背には見られない。兩脇侍像を別鑄して光背左右兩下邊に取付ける施工のためであり、左右兩下側に穿たれた枘穴がこれを證する。復元すれば、おそらく普泰二年銘光背以下と同様の左右に張りを示す構成となるであらうが、兩脇侍像を失つた現在では、むしろ光背の左右下端は、ひき締つた曲線を描いて内方に彎曲して、その全形を巧みにまとめた設計である。この飛天群の付置が示す擴散する方向に對して、求心的に聚約する效果は、かつてこの光背の引きしまつた輪廓線の力強さにあるを、思はしめ

られる。この光背縁のひきしまつた輪廓は、云ふまでもなく、北魏以來の金銅佛光背のよき系譜を示すもので、略化された兩脇侍像一鑄の場合も、暗にこの效果を豫想せしめるものであることは申添えらるまでもあるまい。

一光三尊佛とすれば、わが國では兩脇侍像別鑄が普通であり、法隆寺金堂釋迦三尊像をはじめ、戊子銘像、四十八體佛中の一光三尊佛いづれも、その例である。むしろ光背左右兩下邊に脇侍を鑄出すものは皆無である。この技法的な差違、兩脇侍像を一鑄か、別鑄かの區別からすれば、王延孫造光背は日本的な製作とすべき立場にある。しかし一旦、わが國の一光三尊佛の光背に一般な形狀と對比するとき、王延孫造光背の前述の如き特色ある輪廓は一も見出し得ない。くりかえすまでもないが、法隆寺金堂釋迦三尊像の光背(挿圖5)にあつても、その下邊は、それ自身の形體として纏まらうとする傾向を全く見られず、水平一直線に切斷したかの感がある。もとより像の大小が工作の難易を然らしむるものである以上、王延孫造光背と比較して、これをより拙劣とするることは當を得ないかも知れないが、ともかく製作意識として明かな相違が認められよう。法隆寺金堂像のみならず、戊子銘像光背(挿圖8)光背兩側の輪廓線は横徑をしほりつつ下行するが、遂にはほぼ直角を成し底邊の線と交叉して終る。先に挙げた四十八體佛中の一光三尊佛の場合も(挿圖6)また同様であり、更には、一光三尊佛とはなし得ないかも知れないが、幅廣い透彫光背が(挿圖7)四十八體佛の光背群中に見出され、その形

状はむしろ左右両下邊が、ほぼ直角をなし、水平線で中斷してをり、反つて、この形態を守つて、その中で意匠の洗練を意圖し成功する例とさへ云へる。

かく見來たるとき、王延孫造光背兩脇侍別鑄の點で、共通する故に日本的であるとするることは避けなければならない。光背の形態それ自身、まとまるべき構想、またこれに對抗して擴散の傾向を示す

飛天群の付置圍繞は、その特色であり、北魏金銅佛の系譜に於いて以上の日本の一光三尊佛より遙かに近い位置を占めるものであること

とは明白である。ただ北魏金銅佛の豪華な張りと鋭く擴散する構想を力強く表現した最高潮の様式から見れば、むしろ玉石像の穏やな傾向を多分に含むものであることは、北魏から東魏、齊、隋への過渡期にある傾向でこれも免れない。

失はれた中尊を想像すれば、おそらく辛卯銘像のそれのふくよかなそして穏やかな面相に近いものとすべく、彼は立像であるが、これもまたその枘穴、頭光の位置から、立像としてほぼ誤りあるまい。

されば丙辰銘光背像は、むしろ王延孫造像よりも法隆寺金堂三尊像、戊子銘像に近いとも云へよう。

以上王延孫光背の銘記の用語例からして半島の製作かとの問題を提擧し、從つて製作年代も994に比定、かつこれと關連する形制の問題を検討し、その年代決定が必しも不當でないものと考へた。要すれば、この王延孫造光背の存在は、半島と日本の最初期の佛教美

追記

本文に於いて、中國の一光三尊佛形式の金銅佛は、普泰二年銘の一例にとどめたが、文物一九五九年六月號に、山東省曲阜、魯故城内靈光殿附近勝果寺址より一九五八年一〇月金銅佛六具の出土を王思禮、楊子范兩氏によつて簡単に報告されてゐる。その中、四具は明かに、ここに問題とする一光三尊佛形式のものであり、以下その報告を摘錄すれば

(一) 二佛二菩薩像、佛は伏蓮華座上に立つ。この蓮華座の下に更に方形四足座を二重に重ねる。寶珠形の光背は火焰文で満飾する。下層四足座の左右及び後面に銘記があり

大齊武平三洲內午利爲息女生造觀音佛一軀

と讀まれてゐる(挿圖9)。

(二) 一佛二菩薩像。この一具は(一)と同じ形制で、光背上部が缺損する。下層四足座に銘記を存し

と讀まれてゐる。

ら、改めて云ふまでもなく、これらの資料によつて半島の同形制の金銅佛に直接的な影響を及ぼしたこと考慮せざるを得ない。

一應これらの銘文の紀年について見れば、(国)の天□七年は、同時出土の他の大齊武平三年572とするものによつて、その「天□」を北齊に求むれば文宣帝の天保、後主の天統があるが、後者は七年なく、前者天保七年556とすべきであらう。

(一)及び(二)は明かに北齊武平三年572である。この武平三年壬辰の前年辛卯

挿圖 9  
山東省曲阜縣勝寺址出土三尊佛像  
天保七年銘 武平三年銘

571は、本文で觸れて半島で最古とされる辛卯銘一光三尊佛の紀年に當り、それに比較すればこの山東の(一)は古様とも云へようか。しかし報告に云ふ寶珠形の光背が、鋭く尖つて上方に伸びる形狀は、本文中で觸れた半島の甲申銘像、或は扶餘出土の鄭智遠造像の、一應簡略化された造像の光背に傳統することが知られる。先に甲申銘像、鄭智遠造像を一光三尊佛の略化形式としたが、それにも中國以來の傳統形式を無視し得ないことを、この(一)の武定三年銘像が提言することを申添えなければならない。

またこの571及び572紀年銘像に對して、それより先行する(国)の天保七

年556銘像は、その臺座の形式が相似する點から見れば、半島の寶華造癸未銘一光三尊佛に傳統することが明かである(本誌圖版IV及び同要項參照)。この天保七年銘像と癸未銘像の年代的距りは、後者を623としたが、その間六〇年餘、干支一巡以上である。強いて年代の短縮を試みれば、癸未銘像を一巡上して、北齊武成帝河清一年563とする考へ方も出來るが、その場合はむしろその製作も中國と考へるのが妥當とすれば、遽かに贊意を表し難く、やはり相當の年代を経て半島に影響し、天保七年銘像の如き作品に學ぶ半島の製作としたい。

と紀年が報告される(挿圖10)。

この一光三尊佛形式の四具は、その出土地が山東省であり、その地から黃海を挟んで朝鮮半島の黃海道へは、横斷航路として至近距離である關係か

の稀有な遺品である。本論中で、坐像である場合を日本的な傾向としたが、更に(国)の中尊が坐像と報告されるが、金銅像の一光三尊佛としては、類例

この存在が紀年銘を缺くが、他の丁巳と同じく北齊の製作とすれば、これを中繼ぎとして、筆者が「中國初期金銅佛の二・三の資料」美術研究二百三號でわづかに言及した北魏景明二年501銘 金銅佛像(挿圖4)、追記の石家庄市北宋村漢墓出土金銅佛坐像(挿圖6)に見られる一光三尊形式に連繫することが可能である。この傳統を遡及するとき、一光三尊形式の中尊坐像の場合は五〇〇年代を越えて、四〇〇年代にその祖型を見出し、むしろ中尊立像の場合金銅像としては五〇〇年代以降にその盛行を見るものとすべきであらうか。

ともあれ、この勝果寺址出土の金銅佛像六具は、半島、日本の初期金銅佛の考察に、地理的にも年代的にも近い關係にあつて、缺くべからざる資料であるだけに詳報を待つて論考に資すべきであらうが、今は簡単な報告を、勝手に敷衍して、紹介したに過ぎない。他日多くの補正を期すべきを、豫めお断りして置きたい。

また松原氏が「東洋美術史要説」昭和三十二年下巻 中國彫刻篇第一二六圖に紹介された光背周邊に飛天群を付置した三尊像がある。最近同氏及び當研究所の久野健氏の調査によれば、臺座に「天平三年云々」の鑄銘があるが、當初から像、光背、臺座が一具かは、検討の餘地を存し、飛天はほとんど後補の由である。天平三年536銘を信用し、且つ、光背更に付置の飛天群を一具とする場合は、前述の永安三年529銘金銅佛と、問題とする王延孫造光背甲寅594銘を繼ぐべき、貴重な遺例となるが、もとより敍上の理由で、その提言は當然に保留されなければならない。